

## 平成22年稲敷市農業委員会第5回総会

〔5月25日〕

- 
- 日程1 会議録署名委員の指名について  
日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について  
日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
日程4 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
日程5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程6 報告第5号 制限除外の農地の移動届出について  
日程7 報告第6号 民事執行法等による売却のための農地の現況照会に対する回答について  
日程8 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について  
日程9 議案第2号 現況証明願に対する証明書の交付について  
日程10 議案第3号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）  
日程11 議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見決定について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程1 会議録署名委員の指名について  
日程2 報告第1号  
日程3 報告第2号  
日程4 報告第3号  
日程5 報告第4号  
日程6 報告第5号  
日程7 報告第6号  
日程8 議案第1号  
日程9 議案第2号  
日程10 議案第3号  
日程11 議案第4号
- 

### 出席委員

1番 井戸賀吉男君                      17番 澤邊雅之君

2番	沖野谷 秀雄 君	18番	宮本 善助 君
3番	飯塚 幸一 君	19番	村山 文雄 君
4番	千勝 忠 君	20番	坂本 一雄 君
5番	保科 進 君	21番	山田 重一 君
6番	川島 昇 君	22番	秋本 精一 君
7番	高須 一郎 君	23番	横田 裕康 君
8番	篠崎 惣壽 君	24番	加納 昭 君
9番	栗山 文雄 君	25番	松本 文雄 君
10番	濱田 昭一 君	26番	沼崎 享 君
11番	吉岡 一仁 君	27番	濱田 孟 君
12番	横田 悌次 君	28番	青宿 昌夫 君
13番	内埜 新也 君	29番	鈴木 重義 君
14番	野口 隆雄 君	30番	黒田 久良之進 君
15番	篠崎 文夫 君	31番	高城 貞雄 君
16番	古澤 真和 君	32番	根本 卓明 君

---

欠 席 委 員

なし

---

出 席 説 明 員

農業委員会事務局長	内田 和雄 君
農業委員会事務局長補佐	永長 妥啓 君
農業委員会事務局係長	小更 礼子 君
農業委員会事務局係長	井戸賀 輝行 君

---

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

- 5月8日（土） あずまミルキークイン田植祭  
於 稲敷市あずま生涯学習センター  
出席者 吉岡会長代理
- 5月12日（水） 第1回耕作放棄地解消対策委員会  
農業体験学習ほ場 さつまいも植付け  
於 稲敷市市崎地区耕作放棄地  
出席者 耕作放棄地解消対策委員（13名）  
内田局長、永長局長補佐、小更係長
- 5月14日（金） 農業委員会稲敷郡協議会総会  
於 稲敷市江戸崎公民館  
出席者 加納会長、内田事務局長
- 5月17日（月）  
～18日（火） 農業委員会長・局長会議  
於 大洗町「大洗シーサイドホテル」  
出席者 加納会長、内田事務局長
- 5月21日（金） 稲敷市農業公社評議員会  
於 稲敷市役所東庁舎  
出席者 吉岡会長代理、秋本委員、村山委員、黒田委員
- 5月24日（月） 稲敷市農業公社理事会  
於 稲敷市役所東庁舎  
出席者 加納会長

---

午後 3時09分開会

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、ただいまから平成22年5月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は32名です。

よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

---

### 日程1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行います。  
お諮りいたします。

署名人の指名につきましては、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということですので、本日の会議録署名人は31番、高城委員、32番、根本委員、兩名を指名いたします。

---

### 日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは、審議に入ります。

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、1ページをお開き願います。

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、浮島字神落、田5筆、計7,693平方メートルについてでございますが、農林振興公社の行う農地保有合理化事業により所有権の移転を行うものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

---

### 日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、2ページをお開き願います。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。

受理番号1番、江戸崎字長町ほか1地区、田2筆、畑1筆、計3筆、3,001平方メートルについてでございますが、平成4年3月3日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん

等の希望はないものでございます。

受理番号2番、本新、田1筆、畑1筆、計2筆、7,103平方メートルについてでございますが、平成22年2月7日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は現在自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号3番、古渡字内浦、田1筆、2,479平方メートルについてでございますが、平成22年3月16日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は現在自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

3ページをお開き願います。

受理番号4番、浮島字内妙技ほか14地区、田26筆、畑24筆、計50筆、4万4,060平方メートルについてでございますが、平成22年2月4日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は現在自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

5ページをお開き願います。

受理番号5番、結佐字逆川ほか2地区、田7筆、畑1筆、計8筆、6,891平方メートルについてでございますが、平成13年3月3日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は現在作業委託により耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

6ページをお開き願います。

受理番号6番、下太田字中門ほか2地区、田14筆、畑2筆、計16筆、1万9,424平方メートルについてでございますが、平成21年3月9日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は現在自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

7ページをお開き願います。

受理番号7番、太田字中曾根ほか8地区、田8筆、現況田2筆、計10筆、1万2,950平方メートルについてでございますが、平成18年5月15日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は現在自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号8番、三次字三次ほか1地区、田1筆、畑1筆、計2筆、872平方メートルについてでございますが、平成22年4月1日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は現在自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

---

**日程4 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について**

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、8ページをお開き願います。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出についてでございます。

受理番号1番、江戸崎字金上台、畑1筆、1,126平方メートルのうち901.06平方メートルについてでございますが、KDDI携帯電話無線基地局建設のため工事用地として利用するものでございます。利用期間は許可日から6カ月間でございます。

なお、添付すべき書類関係につきましては、事務局で確認をしました結果、今回問題はないものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

**日程5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について**

○議長（加納 昭君） では続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、9ページをお開き願います。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。賃貸借権の合意解約1件でございます。

受理番号1番、上須田字上須田、田1筆、1,064平方メートルについてでございますが、妹に贈与するため合意解約するものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

**日程6 報告第5号 制限除外の農地の移動届出について**

○議長（加納 昭君） では続きまして、報告第5号 制限除外の農地の移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、10ページをお開き願います。

報告第5号 制限除外の農地の移動届出についてでございます。

受理番号1番、江戸崎字金上台、畑1筆、1,126平方メートルのうち224.94平方メートルについてでございますが、報告第3号で一時転用の届け出をしました901.06平方メートルのうち224.94平方メートルに、KDDI株式会社の携帯電話用の無線基地局の建設のため、賃貸借権の設定を行うものでございます。

なお、添付すべき必要書類等は事務局で確認しました結果、問題はないものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

---

#### 日程7 報告第6号 民事執行法等による売却のための農地の現況照会に対する回答について

○議長（加納 昭君） では続きまして、報告第6号 民事執行法等による売却のための農地の現況照会に対する回答についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 11ページをお開き願います。

報告第6号 民事執行法等による売却のための農地の現況照会に対する回答についてでございます。

受理番号1番、関東信越国税局より現況照会がありました上根本字朝日向下ほか10地区、田4筆、畑31筆、計35筆、合計1万8,590平方メートルについてでございますが、5月11日、担当委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、当該地は農地法の農地に該当いたしますので、買受適格証明願を要する旨報告をいたしました。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

---

#### 日程8 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君） では続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、15ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてでございます。売買4件、贈与2件でございます。

受理番号1番、浮島字神落、田5筆、計7,693平方メートルについてでございますが、農地保有合理化事業により農業経営の規模拡大を目的に取得するものでございます。調査結果は問題ないものでございます。

受理番号2番、須賀津字須賀津、田3,171平方メートルについてでございますが、これも農地保有合理化事業により農業経営の規模拡大を目的に取得するものでございます。調査の結果は問題ないものでございます。

受理番号3番、東大沼字谷津、田3筆、計3,659平方メートルについてでございますが、経営の規模拡大を希望する受人の要望により譲渡するものでございます。また、受人は認定農業者でございます。担当委員の調査結果は問題ないものでございます。

受理番号4番、駒塚字中田ほか3地区、田7筆、計1万1,513平方メートルについてでございますが、渡人の要望により取得するものでございます。担当委員の調査結果は問題ないものでございます。

受理番号5番、上須田字上須田、田1筆、計3,150平方メートルについてでございますが、渡人は相続により取得しましたが、耕作できないため経営規模を縮小するもので、経営規模を拡大したい妹夫婦に贈与するものでございます。担当委員の調査結果は問題ないものであります。

16ページをお開き願います。

受理番号6番、上須田字上須田、田2筆、計2,049平方メートルについてでございますが、受理番号5番と同じく、経営規模を拡大したい妹夫婦に贈与するものでございます。担当委員の調査結果は問題ないものでございます。

以上、議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番、2番を事務局よりお願いします。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、受理番号1番、2番について調査の報告をいたします。

まず、受理番号1番につきましては、4月9日に農業振興公社と事務局で受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。調査の結果、お手元に配付いたしました報告書のとおり、受人となる条件を満たしており、問題はないものでございます。

次に、受理番号2番につきましては、4月2日に農業振興公社と事務局で受人と東庁舎会議室において面談を行いました。調査結果は、お手元に配付いたしました報告書のとおり、受人となる条件を満たしており、問題はないものでございます。



よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号3番を飯塚委員より報告願います。

○3番（飯塚幸一君） 3番、飯塚です。

受理番号3番ですけれども、渡人、受人双方にお話を伺ってまいりました。結果、事務局の報告どおり問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号4番を沖野谷委員お願いします。

○2番（沖野谷秀雄君） 2番、沖野谷です。

受理番号4番の件につきましてご報告申し上げます。

渡人と受人の双方に行き会いましてお話を聞いてまいりました。その結果、事務局の資料の報告書のとおりでございますので問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号5番、6番を村山委員の報告をお願いします。

○19番（村山文雄君） 19番、村山です。

受理番号5番、6番について説明いたします。

これは贈与になりますので、渡人が妹夫婦に贈与するというので、先日、受人のご夫婦にお尋ねしましたところそのとおりだということで、いろいろ話ししまして、受人は今まで農業をやっており、地域の模範的な人でありまして、この案件は問題ないかと思いますが、慎重審議のほどをお願いいたしまして、調査報告といたします。

以上です。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決いたします。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたします。

---

#### 日程9 議案第2号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） では続きまして、議案第2号 現況証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、17ページをお開き願います。

議案第2号 現況証明願に対する証明書の交付についてでございます。

受理番号1番、桑山字白旗、畑2筆、計1,830平方メートルについてでございますが、平成3年11月18日、南農政第67号で許可があったことの転用事実証明書の交付についてでございます。

受理番号2番、桑山字茶木田ほか1地区、畑1筆、田2筆、計3筆、909平方メートルについてでございますが、これも平成3年12月16日、南農政第183号で許可があったことの転用事実証明書の交付でございます。

受理番号3番、高田字大狭間ほか1筆、畑4筆、田3筆、計7筆、3,841平方メートルについてでございますが、これも平成3年12月16日、南農政第184号で許可があったことの転用事実証明書の交付でございます。

受理番号1番、2番、3番につきまして、5月11日、調査委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果は問題ないものであります。

次に、受理番号4番、下須田字東、田2筆、計1,806平方メートルについてでございますが、木造平屋建て41.40平方メートルの居宅が5棟、これにつきましては昭和56年建築、それと木造平屋建て49.68平方メートルの居宅が1棟、昭和54年建築、それと木造平屋建て48.54平方メートルの居宅1棟、昭和62年建築、それに木造平屋建て54.10平方メートルの居宅1棟、昭和59年建築、それと木造一部鉄骨造平屋建て、391.13平方メートルの車庫1棟、これは昭和56年建築で、居宅が8棟、車庫が1棟についてでございますが、居宅につきましては共同住宅として利用しているものでございます。申請の物件は、建築後23年から32年が経過しています。今回、地目変更登記を行うため、非農地証明書の交付でございます。5月21日、調査委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果は問題ないものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○8番（篠崎惣壽君） 8番の篠崎です。

ただいまの1番、2番、3番、議案のとおり申請者は、事務局が報告したとおりでございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号4番。

○30番（黒田久良之進君） 30番、黒田です。

去る21日、担当委員3名、事務局2名、5名で現地を調査しました結果、別に問題ないかと思えます。ただいまの事務局の説明どおり問題ございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号 現況証明願に対する証明書の交付についてを採決いたします。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

#### 日程10 議案第3号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

○議長（加納 昭君） では続きまして、議案第3号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。

なお、議事参与の制限に該当する案件がありますので、事務局は受理番号5番を除いて説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、18ページをお開き願います。

議案第3号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権設定）についてでございます。

新規設定5件、1万9,714平方メートルでございます。

受理番号1番、2番、3番の設定を受ける者は認定農業者で、経営面積は635アール、農作業従事日数は210日でございます。

受理番号1番、柴崎字上吉山ほか2地区、田7筆、計4,671平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり現金、玄米2.5俵相当でございます。

受理番号2番、柴崎字砂子ほか1地区、田3筆、計2,989平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり現金、玄米2.5俵相当でございます。

受理番号3番、柴崎字寄居下、田1筆、計1,004平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり現金、玄米2.5俵相当でございます。

受理番号4番、桑山字上中郷、田8筆、計4,583平方メートルについてでございますが、

新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は認定農業者で、経営面積は502アール、農作業従事日数は250日でございます。

以上、受理番号5番を除いて説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定いたしました。

では、受理番号5番の審議についてでございますが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に、30番、黒田委員が該当しますので、黒田委員の退室を求めます。

（30番 黒田久良之進委員 退室）

○議長（加納 昭君） それでは、ただいま30番、黒田委員が退室しましたので、審議を始めます。

事務局より説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 18ページをお開き願います。

利用権設定、受理番号5番についてでございます。

下須田字六反、田2筆、計6,467平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は認定農業者で、経営面積は666アール、農作業従事日数は250日でございます。

以上、受理番号5番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

それでは、これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより受理番号5番の稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定することに決定いたしました。

審査が終了しましたので、30番、黒田委員の入室を許可いたします。

（30番 黒田久良之進委員 入室）

○議長（加納 昭君） ただいま30番、黒田委員が着席いたしましたので、審議を続けます。

---

#### 日程 1 1 議案第 4 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、19ページをお開き願います。

議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見決定についてでございます。

稲敷市が平成18年に作成しました農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想、稲敷市基本構想の見直しに伴いまして、農業経営基盤強化法施行規則第2条の規定に基づき、稲敷市長より農業委員会の意見を求められているものでございます。

さきに議案書と一緒に配付しました別添資料の稲敷市基本構想の一部改正についての概要という3枚になったものなのですが、これをごらんいただきたいと思います。

今回の一部改正の理由でございますが、平成21年6月に参議院本会議で可決・成立いたしました農地制度の見直しによる農業経営基盤強化促進法の一部改正により、県基本方針について必要な変更が行われたことに伴う変更となります。

主な変更点につきましては、まず①としまして、面的集積に関する目標を新たに追加するものでございます。これは、農地利用集積円滑化事業等の実施により、効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるよう努めるものでございます。

②のその他農用地の利用改善に関する目標を新たに追加するものでございます。これは、農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状を精査し、今後の農地利用等の見直し、また、将来の農地利用についての施策・事業の実施を図っていくものでございます。

③の実施事業の中に、農地利用集積円滑化事業を新たに追加するものでございます。こ

これは、農地の利用集積を推進するため、実施事業の中に、農地所有者代理事業それと農地売買等事業を実施する農地利用集積円滑化事業に関する事項を追加するものでございます。

④の遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項を削除するものでございます。これは、遊休農地関係が農業経営基盤促進法から農地法に見直しをされたため、削除するものでございます。

⑤の特定法人貸付事業に関する事項を削除するものでございます。これは、一般法人が条件つきで農地を利用できることになったため、削除するものでございます。

⑥の農地保有合理化事業を行う法人に関する事項を削除するものでございます。これは、農地利用集積円滑化事業に名称が変更になったため、削除するものでございます。

以上の箇所について変更されるものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見決定についてを採決します。

本案は原案どおり同意することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は原案どおり同意することに意見決定いたしました。

---

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、平成22年5月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時45分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加 納 昭 ⑩

3 1 番 委員 高 城 貞 雄 ⑩

3 2 番 委員 根 本 卓 明 ⑩